

大妻女子大学大学院学生納付金減免規程

平成15年2月12日

理事長裁定

第1条 この規程は、大妻女子大学大学院学則(昭和47年4月1日制定)(以下「学則」という)

第47条の2第2項の規定に基づき、学生納付金の減免に関する事項を定める。

第2条 学則第45条の2の規定による特別聴講学生に係る授業料については、本学と当該他の大学院との協定書の定めるところによる。

第3条 学則第46条に定める外国人留学生のうち、私費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生の学生納付金については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 私費外国人留学生の学生納付金については、大妻女子大学大学院に入学する外国人留学生に係る学生納付金の減免に関する特別措置(昭和62年10月1日理事長裁定)によるものとする。
- (2) 外国政府の派遣する留学生の学生納付金については、大妻女子大学大学院に入学する外国人留学生に係る学生納付金の免除に関する特別措置について(平成2年3月14日制定)によるものとする。

第3条の2 災害罹災等学生に対する学生納付金の減免に関する規程は、別に定める。

第4条 本学大学院修士課程に入学を許可された者のうち、本学学部の卒業者(卒業見込者を含む。)並びに本学短期大学部の卒業者に対しては、学生納付金のうち入学金を次の各号のとおり、免除する。

- (1) 修士課程入学手続時において、当該年度内に本学学部を卒業見込みの者は入学金の全額を免除する。
- (2) 修士課程入学手続時において、本学学部並びに本学短期大学部を卒業している者は、入学金の全額を免除する。

第5条 本学大学院博士課程に入学を許可された者のうち、本学大学院修士課程の修了者(修了見込者を含む。)及び本学学部並びに本学短期大学部の卒業者に対しては、学生納付金のうち入学金を次の各号のとおり、免除する。

- (1) 博士後期課程入学手続時において、当該年度内に本学大学院修士課程を修了見込みの者は、入学金の全額を免除する。
- (2) 博士後期課程入学手続時において、本学大学院修士課程を修了している者、本学学部又は本学短期大学部を卒業している者は、入学金の全額を免除する。

第6条 社会人特別選抜による入学手続者のうち、入学前年度後期の本学大学院科目等履修生志願者に対しては、大妻女子大学大学院科目等履修生規程(平成13年1月25日制定)第3条に定める選考料及び第5条に定める入学料及び履修料を免除する。

第7条 学則第5条に定める修士課程の標準修業年限を超えて在学する者で、前年度において修了要件のうち20単位以上を修得しており、修士論文未提出の者、あるいは修士論文の審査及び最終試験に不合格であった者は、当該年度の学生納付金のうち、授業料の半額を減額する。

第8条 学則第8条で定める博士後期課程の単位を修得し、博士論文未提出、あるいは博士論文の審査及び最終試験に不合格であった者が、学則第5条に定める博士後期課程の標準修業年限を超えて在学する場合は、当該年度の学生納付金のうち、授業料の全額を免

除し教育充実費の半額を減額する。

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第4条に定める入学金の減免については、平成15年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

博士後期課程に在学する学費減免対象者には、博士課程教育費として配布する教育費1人30万円は配布しない。

なお、研究所が募集する大学院生対象の共同研究プロジェクトへの応募は可とする。